③　テレビの音声出力は、日本工業規格C六一〇一―一（テレビジョン受信機試験方法　第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定）の四・二・一（試験方法）に規定する設定とする。

④　衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON／OFFできるものは、OFFにすること。

⑤　測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。

ホ　イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

①　地上波帯信号（アナログ又はデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

i　映像信号は、日本工業規格C六一〇一―一（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定）の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー（七十五／〇／七十五／〇）信号を用いること。

ii　音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii　アナログ入力信号は、同規格のC六一〇一―一の三・三（高周波テレビジョン信号）を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル（ミリワット）とすること。

iv　デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル（ミリワット）とすること。

②　衛星放送波帯信号（アナログ又はデジタル）の入力による測定

i　映像信号は、日本工業規格C六一〇一―一（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定）の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー（七十五／〇／七十五／〇）信号を用いること。

ii　音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とし、PCM変調の変調率を最大変調時のマイナス十八デシベルとすること。

iii　アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

iv　デジタル入力信号については、十一・七ギガヘルツ～十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

B.　液晶テレビ及びプラズマテレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからニまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力、節電機能による低減消費電力及び電子番組表（以下「EPG」という。）取得時の消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千百十七・五時間から年間基準EPG取得動作時間を減じた数値の積による年間待機時の消費電力量を算出し、更にEPG取得時の消費電力と年間基準EPG取得動作時間の積による年間EPG取得時消費電力量を算出し、それらの和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセント以内とする。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

イ　動作時消費電力は、映像信号としてIEC62087Ed.2.0に規定するIEC62087：2008 video content_DVD_60又はIEC62087：2008 video content_BDのブロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が六十ヘルツ用の動画信号（以下「動画映像信号」という。）を用いて動画表示をする際の消費電力の平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたものの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

ロ　待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ　節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画映像信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

①　周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

②　節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ニ　EPG取得時の消費電力は、デジタル放送用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。

ホ　イからニまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C六一〇一―一（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定）の三・一（一般的状態）に規定する条件の下で行うものとする。

①　液晶テレビにあっては、コントラスト及び明るさ調整、プラズマテレビにあっては、コントラスト及び明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの画質モードを選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあっては、標準状態（一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態）に設定すること。

②　テレビジョン受信機の音声出力は、日本工業規格C六一〇一―一（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定）の四・二・一（試験方法）に規定する設定とする。

③　衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON／OFFできるものは、OFFにすること。

④　測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。

ヘ　イからニまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

①　地上波帯信号（アナログ又はデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

i　映像信号は、動画映像信号を用いること。

ii　音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。